

総合観光バス株式会社と 「災害時等における車両の 提供に関する協定」を締結

12月1日、総合観光バス株式会社と「災害時等における車両の提供に関する協定」を締結しました。

今回の協定により、災害時等における人員の搬送、物品の輸送等に使用する車両の確保が可能となり、災害時等の応急対応力の向上を図ることができるようになりました。

問合せ 防災安全課防災・危機管理係

☎ 211



※撮影時のみマスクを外しています

▲総合観光バス株式会社 高橋弘貴代表取締役（左）と橋本市長